

がくひ ふ たん けいげん せい ど 学費負担を軽減する制度があります!

おも がくひ ふ たん けいげん せい ど 主な学費負担軽減制度

● 全課程対象

1 こうとうがっこうとうしゅうがくしえんきん 高等学校等就学支援金

全員手続 ~授業料や受講料を支援します

〈次のいずれにも該当する者〉

4月電子申請

- 県内の公立高校等に在学する生徒
- 保護者等全員の「課税標準額(課税所得額)×6%-市町村民税の調整控除の額」の合計額が304,200円未満
- ※ 授業料又は受講料に相当する額が国から県・市へ支給され授業料等に於てられ、授業料等の負担が実質0円となります。
- ※ 非課税世帯も市区町村で個人住民税の申告を行っておく必要があります。

2 こうこうせいとうしょうがくきゅうふきん 高校生等奨学給付金

対象者のみ ~授業料以外の教育費を支援します

〈次のいずれにも該当する者〉

7月電子申請

- 国公立高校等に在学する生徒の保護者等
- 保護者等が県内に住所を有している
- 生活保護受給世帯又は保護者等全員の住民税所得割が非課税の世帯
- 生徒が高等学校等就学支援金等の支給対象
- ※ 新入生を対象に給付金の一部を前倒し支給する制度もあります。

3 こうとうがっこうとうまなび へんかく 高等学校等学びの革新

対象者のみ
かんきょうじゅうじつしょうがくきん
環境充実奨学金
~生徒用コンピュータ等の購入費等を支援します

〈次のいずれにも該当する者〉

7月電子申請

- 県内の国公立高校等に在学している生徒
- 学校の指示により生徒用コンピュータ等を保護者等の負担により購入等している生徒
- 生活保護受給世帯又は保護者等全員の住民税所得割が非課税の世帯
- ※ 金額の内訳がわかるレシート等が必要です。
- ※ レシート等は卒業まで保管してください。

4 こうとうがっこうとうしょうがくきん 高等学校等奨学金

希望者のみ ~高校等の学資金の一部を貸し付けます

〈次のいずれにも該当する者〉

4月電子申請

- 国公立高校等に在学している生徒
- 保護者等が県内に住所を有している
- 学習状況が良好であると認められる生徒
- 成年者である保証人を2名立てることができる生徒
- 同種の奨学金等の貸付け等を受けていない生徒
- 保護者等全員の「課税標準額(課税所得額)×6%-市町村民税の調整控除の額」の合計額が304,200円未満
- ※ 将来、全額返還が必要です。
- ※ 緊急募集があります。

● 定時制及び通信制課程【勤労青少年対象】

5 しゅうがくしょうれいきん 修学奨励金

希望者のみ ~学資金の一部を貸し付けます

〈次のいずれにも該当する者〉

4月申請

- 県内の公立学校の定時制又は通信制に在学している生徒
- 年間の就労日数が原則90日以上である生徒
- 生徒が独立して生計を営む場合は年間の収入が279万円以下
生徒が独立して生計を営まない場合は世帯収入が所得基準を満たす世帯
- 各年において必要な履修又は修得単位数を満たしている生徒
- 就労による年間の収入額が原則46万円以上である生徒
- 原則4年間で卒業する学習計画を持つ生徒
- ※ 卒業したとき等の返還免除の規定があります。

5 きょうかしょう きゅうよ 教科書等の給与

対象者のみ ~教科書(学習書)費を支援します

〈次のいずれにも該当する者〉

4月申請

- 県内の公立学校の定時制又は通信制に在学している生徒
- 年間の就労日数が原則90日以上である生徒
- 生徒が独立して生計を営む場合は年間の収入が279万円以下
生徒が独立して生計を営まない場合は世帯収入が所得基準を満たす世帯
- 各年において必要な履修又は修得単位数を満たしている生徒
- ※ 有職生徒以外でも該当になる場合があります。

年間スケジュール

		中学校等		高校等										
		…	1~3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1~3月	
給付	1 就学支援金			ID配付・申請				支給決定(6月分まで)						支給決定(7月分以降)
給付	2 奨学給付金			前倒し給付申請手続及び支給			申請							支給
給付	3 学びの革新環境充実奨学金						申請							支給
貸付	4 高等学校等奨学金(入学準備金・修学奨学金)	予約募集	入学準備金貸付け				修学奨学金貸付開始							
						在学募集							在学募集(随時)	
													在学貸付開始	
貸付	5 定時制及び通信制課程	修学奨励金 教科書給与												
給付						申請								貸付け・支給

※申請手続、支給及び貸付等の時期はあくまで目安です。個別の審査状況等により変動します。

問合せ先

※詳しくは、ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kyouiku09/gakuhihutankeigen.html>



No.	種類	区分	国立	県立 市立	私立	連絡先
1	高等学校等就学支援金	給付	※1	○	※2	きょういく し えんすい しん か しゅうがく し えんかかり 教育支援推進課 就学支援係
2	高校生等奨学給付金	給付	○	○	※2	☎ 082-222-3015
3	高等学校等学びの革新環境充実奨学金	給付	○	○	○	
4	高等学校等奨学金	貸付	○	○	○	きょういく し えんすい しん か き かくちょうせいかり 教育支援推進課 企画調整係
5	定時制及び通信制課程	修学奨励金		○	○	
		教科書給与	給付	○	○	☎ 082-513-4996

※1 国立学校の高等学校等就学支援金については、進学先の国立学校にお問合せください。

※2 私立学校の次の制度については、「広島県環境県民局 学事課 修学支援担当」にお問合せください。

◀私立学校> ○高等学校等就学支援金
○高校生等奨学給付金

ひろしまけん かんきょうけん みんきょく がくじか しゅうがく し えんたんどう
広島県 環境県民局 学事課 修学支援担当
☎ 082-513-2755

広島県教育委員会公式 SNS



Instagram



Facebook

県教育行政情報などを随時掲載!
ぜひご登録ください!

学費負担を軽減する制度の情報も発信します!

広島県教育委員会ではInstagram(インスタグラム)、FaceBook(フェイスブック)による情報を発信しています。

登録すると学費負担を軽減する制度の情報もいち早くお手元に届きます!

Instagram <https://www.instagram.com/hiroshimakenkyoui/?hl=af>

Facebook <https://m.facebook.com/hiroshimakenkyoui/>